

12 災害に関する事務

手続先 参照 冊子 項目	所 属 長	教育事務所 総務課給与係	共 済 組 合	互 助 会	厚生財団	学 校 生 活 協 同 組 合	そ の 他 (教)教職員共済 (労)労働金庫 (弘)弘 済 会 (教)教職員共済 生協のてび き(E-BOOK)
	給与事務必携	給与事務必携	福利厚生事務の手引 Web様式		Webページ		
見舞金			○災害見舞金 請求書 ○災害対策事 業資金 (※1)	○災害見舞金請 求書	○災害見舞金 請求書		○(教)総合共 済金請求書 (※2) ○(教)火災共 済金請求書
関連事項	○通勤手当状況 確認 ○住居手当状況 確認		○償還猶予申 出書(※3)	○償還猶予申出 書(※4)	○借受金返済 猶予願 (※5)	○家財共済保 険	○雑損控除の 確定申告

- (注) (※1)：災害救助法が適用され、かつ、災害見舞金の支給を受けた場合に自動給付される。
 (※2)：災害救助法が適用された場合、総合共済の一般見舞金は勤務先で一括申請する。
 (※3)：住宅貸付物件が被災した場合、償還猶予を希望できる。
 (※4)：災害見舞金の支給を受けた場合、住宅資金及び住宅災害資金の貸付に限り償還猶予を希望できる。
 (※5)：最長1年認められる。

主な災害見舞金の提出・添付書類一覧表（本人の場合）

	共 済 組 合	互 助 会	厚 生 財 団	教職員共済(※2)		
	災害見 舞 金	災害見 舞 金	災害見 舞 金	総 合 共 済 火災・住 宅 災 害	災 害 見 舞 金	火 災 共 済(※3) 火 災 等 共 済
請 求 書	○	○	○	○	○	○
罹災証明書 (※1)	○	○	○	○	○	○
被 害 調 書	○	○				
写真、新聞 記 事 等	○	○	○ (※4)	○	○	○
給 付 申 請 付 属 書				○	○	○
住民票又は 居住証明書				○	○	○
見積書又は 受 領 書		○ (Ⅵ-2のみ)		○	○	○
罹災住宅の 平 面 図	○	○		○	○	○
罹災状況書						

- (注) (※1)：罹災証明書について
 ①市町村長・警察署長・消防署長発行のものでよい。
 ②火災共済は、要因により町内会長・自治会長等の発行のものでも代替できる。
 (※2)：教職員共済で他業種同時申請の場合、提出書類に共通するものは1通でよい。
 (※3)：火災共済では、火災等共済のほかに災害の状況により多くの共済がある。
 (※4)：必要に応じて被災場所の写真等を添付する。

損 害 の 程 度

共 済 組 合	区分	火災、水害、風害、雪害等の非常災害		
	I	住居及び家財	全焼・全滅、又は同程度の損害	
	II	住居及び家財	1/2以上の焼失・滅失、又は同程度の損害	
		住居又は家財	全焼・全滅、又は同程度の損害	
	III	住居及び家財	1/3以上の焼失・滅失、又は同程度の損害	
IV	住居及び家財	1/2以上の焼失・滅失、又は同程度の損害		
	住居又は家財	1/3以上の焼失・滅失、又は同程度の損害		
対象：住居と家財（組合員及び被扶養者の）				
互 助 会	区分	火災、水害、風害、雪害等の非常災害		
	I	住居及び家財	全焼・全滅、又は同程度の損害	
	II	住居及び家財	1/2以上の焼失・滅失、又は同程度の損害	
		住居又は家財	全焼・全滅、又は同程度の損害	
	III	住居及び家財	1/3以上の焼失・滅失、又は同程度の損害	
	IV	住居及び家財	1/2以上の焼失・滅失、又は同程度の損害	
		住居又は家財	1/3以上の焼失・滅失、又は同程度の損害	
V	住居又は家財	1/5以上の損害		
VI	住居又は家財	1 床下浸水	2 上記のいずれにも該当しない損害で20万円以上の損害	
	対象：住居と家財（同上）			
厚生財団	判定	損害程度（対象：居宅のみ）		
		火 災	水 害	地 震
	①	全壊(全焼)	全壊(流失)	全壊
	②	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊
	③	半壊	床上浸水	半壊
	④	一部損壊	床下浸水	一部損壊
	⑤	風雪害等		